令和７年度

道路占用物件調査等業務

設　　計　　要　　領

北海道開発局建設部建設行政課

１．調査物件数について

対象とする調査区間について、適宜、道路管理者自らまたは外注による予備調査を行う。

予備調査では、境界が不明確なため、視認により概数を把握する程度とする。

調査地域・区間により状況は異なるが、大型物件（６ｍ以上、家屋）（Ｂ）、通常物件（６ｍ未満、看板等）（Ａ）、簡易物件（可動看板、立看板、のぼり、旗等）（Ｃ）の全物件対象として、概数並びに許可件数を勘案して積算する。

２．指導対象物件数について

調査物件には、既許可物件も含まれており、調査した結果、許可内容と合致していれば「適合」として取り扱う。

指導対象物件の比率は、全物件の場合、調査物件の約６０％程度である。

３．現地踏査渉外について

調査区間に対しての広報資料配付､敷地境界標確認及び作業内容説明は調査区間(実延長)を計上する。

４．戸別説明後の現地確認について

１回分につき調査区間の往復分を計上する。

５．指導対象戸数について

指導対象戸数は、指導対象調査物件数の５２％が平均的な戸数である。すなわち１戸の店舗等には、約１．９件の物件が存在する計算になる。

６．戸別説明の回数について

戸別説明を１回実施する場合は、指導対象戸数を１．０回分として計上する。

戸別説明を２回実施する場合は、指導対象戸数を１．８回分として計上する。

戸別説明を３回実施する場合は、指導対象戸数を２．４回分として計上する。

例　１００戸の指導対象戸数につき、３回実施する場合は

初回１００戸（回）

再説明　１００×２．４－１００＝１４０戸（回）　　計　２４０回

７．予想適正化率について

予想適正化率は、調査区間の状況によりかなり異なるので、諸般の事情を考慮して設計者が次の比率の範囲で適宜選択するものとする。

戸別説明回数が１回の場合　　１０％～２０％

戸別説明回数が２回の場合　　１５％～３０％

戸別説明回数が３回の場合　　２５％～５５％

８．許可の率及び撤去の率について
許可の率は、指導対象（Ａ）（Ｂ）物件数の平均２１％であり、撤去率は３０％である。また、当該調査区間の過去の実績により、別の費率を用いても良い。

９．個別台帳の作成件数について
調査した全件数について作成する。

１０．指導書の作成について
調査物件数のうち、指導対象物件について個別に作成する。

１１．再指導書の作成について
戸別説明の２～３回説明回数分を戸別に作成する。

１２．申請書の作成について
調査件数のうち、許可可能なものについて個別に作成する。
許可可能なものの比率は、指導対象件数の平均２６％である。

１３．個別台帳の追記について
戸別説明の延べ物件数、適正化の延べ物件数、整理並び替え対象の台帳数を計上する。

１４．集計表について
計算整理分類の対象となる帳票総件数分。
対象調査票は、次のとおりとする。
（１）現地調査報告書　（２）借置分類報告書　（３）業務完了報告書
（４）業種別分類表

１５．浄書について
各報告書、個人別調書等について計上する。（Ａ４サイズ１枚とする。）

１６．旅費について
（１）測量業務の旅費に準ずる。
（２）測量技師の協議打合せは、出張して行う場合は協議回数分を１泊２日で計上する。但し、滞在旅費は１回の協議が１日以内であるため、計上しない。
（３）測量技師補及び測量助手の協議打合せについては、外業日数に含み滞在旅費の対象とする。

１７．設計変更について
当初設計が概数であるため、実施数量により設計変更を行うものとする。

１８．本調査に関しての協議・打合せに要する旅費及び交通費について

連　絡　車　運　転　費　　単　価　表　　１日当たり						
名　称	規　格	単位	員数	単価	金　額	摘　要
ガソリン		l	5.4			2.7L / h × 2 h
損　料	ライトバン 1500CC	h	2			運転時間当たり損料
損　料		日	1			許容日当たり損料
計						
備考　連絡車は、ライトバン（1500cc 定員 5 名）とし、往復 2 時間を標準として計上する。なお、運転労務費は計上しない。						

１９．諸経費について

（１）諸経費の算定に当たっては、「測量作業積算基準」に準ずる。

（２）財団法人等に委託する場合は、90 ／ 100 を乗じた額とする。

（３）設計額は、10,000 円未満切捨てとし、端数調整は、諸経費で行う。